

契約調書（入札及び契約方法：随意契約）

【物品役務等】

件名	複写機借上（第4号物件）
場所	指令課他7施設
契約期間	令和2年3月18日 から 令和7年3月31日 まで (地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
期間	令和2年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
種別	
予定価格	6,350,000円
概要	複写機借上一式（コピー機能、プリンタ機能、FAX機能、スキャナ機能・両面对応） <設置場所>（カラー25枚機） ・角田衛生センター ・柴田衛生センター ・指令課 ・蔵王出張所 ・七ヶ宿出張所 ・丸森出張所 ・村田出張所 ・川崎出張所 計8台
契約額（税込）	6,904,085円
契約締結日	令和2年3月18日
受注者の住所及び名称	宮城県柴田郡柴田町船岡新栄五丁目9番地3 株式会社オオエダ商会
随意契約とした理由	今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、日本国内外における製品の供給については不確定な状況が続いており、この先の見通しも不透明な状況にある。 しかしながら、現在設置している複写機については、近年機器に故障が頻発し事務に支障を来している状況に加え、令和元年度末日をもって契約期間満了となることから、令和2年3月31日までの納入が急務である。 このことから、物品役務等（文具・事務用機）に登録している者のうち、当該機器の台数確保及び設置までの業務一式を期日までに行えるのは、株式会社オオエダ商会のほかにはいないことから、1者による随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び組合財務規則第101条第1号トに該当）

変更契約締結時、変更をした事項及び変更後の内容	
変更契約締結日	
変更契約した理由	